## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月12日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○知事	● 市区町村長等
2. 都道府県名	三重県	
3. 市区町村名	南伊勢町	
4. 届出番号	5	
5. 独自利用事務の事例番 号	65–1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.town.minamiise.lg.jp/admin/shoshiki/mynumbertop/1569.html	

執行機関名 南伊勢町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2)独自利用事務
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)による一人親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		南伊勢町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年 12月15日条例第39号)第4条1項2項(別表第1の2の項、第2の2の項) 南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)によ る一人親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)第1 条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	この条例は、障がい者、 <u>一人親家庭等の母又は父及び児童</u> 並びに子どもの医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって <u>福祉の</u> 増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務	
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)第4 条 南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年10月1日)第3 条	
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実について <u>の審査に関する事務</u>	一人親家庭等医療費の一部助成に係る受給資格の認定及び更新についての <u>審</u> <u>査に関する事務</u>	
特定個人情報1	特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)第4 条第1項 南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年10月1 日)第3条第1項、第2項	
②情報提供者	市町村長	市町村長	
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税又は <u>市町村民税</u> に関する情報	道府県民税又は <u>市町村民税</u> に関する情報	
特定個人情報2			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)第4 条第3項	
②情報提供者	市町村長	市町村長	
3提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された <u>住民票関係情報</u>	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者 に係る住民票に記載された <u>住民票関係情報</u>	

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36条 項 1号	南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)第4 条 南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年10月1日)第3 条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実について <u>の審査に関する事務</u>	一人親家庭等医療費の一部助成に係る受給資格の更新についての <u>審査に関する</u> 事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号 二	南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)第4 条第2項 南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年10月1 日)第3条第1項、第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
	手当改定児童又は当該手当改定児童と同一の世帯に属する者に係る住民 票に記載された <u>住民票関係情報</u>	手当改定児童又は当該手当改定児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された <u>住民票関係情報</u>

事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 3 号	南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)第4 条 南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年10月1日)第3 条
	児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の二第一項又は第二項の支給停止に関する届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	一人親家庭等医療費の一部助成に係る受給資格の更新についての <u>審査に関する</u> 事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)第4 条第2項 南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年10月1 日)第3条第1項、第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税又は <u>市町村民税</u> に関する情報	道府県民税又は <u>市町村民税</u> に関する情報

備考